平成２７年（フ）第４５９０号
東京都府中市宮西町３丁目８－５－302
債務者　佐藤　　総
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６０９号
東京都目黒区碑文谷２丁目４－11
債務者　藤田淳之助
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６１４号
東京都文京区白山５丁目19－12－202
債務者　鈴鹿　理子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６１６号
東京都品川区八潮５丁目８－40－304
債務者　池山　友幸
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６２６号
東京都練馬区貫井３丁目46－３　東信荘東棟101号
債務者　佐々木新吾
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７５号
横浜市神奈川区羽沢南１丁目28番30号　ハイムヤスイ弐番館202号
債務者　三井　道子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７５５号
横浜市緑区三保町2433番地
債務者　永瀬　将一
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７６４号
横浜市西区戸部町１丁目15番地　ＳＰレジデンス306号
債務者　寺田　良太
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第９２８５号
埼玉県さいたま市北区東大成町２丁目463－４、開始決定時の住所埼玉県さいたま市見沼区大字小深作260－２
破産者　細谷登貴子
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１００６号
東京都西東京市向台町２丁目７－24－204
破産者　八島　秀樹
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０９７号
東京都千代田区麹町４丁目４番地６階１号室
破産者　株式会社大澤琺瑯製作所
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７７４号
札幌市清田区清田１条１丁目33番１号
破産者　真建設株式会社
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１６０号
東京都渋谷区渋谷２丁目２番４号青山アルコープ204号、登記簿上の本店所在地東京都文京区千駄木１丁目22番33号
破産者　株式会社クインアッシュ
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３１号
福井県福井市二の宮４丁目23－３　サンビレッジ二の宮Ａ102、開始決定時の住所福井県福井市照手１丁目１－16
破産者　小野　　稔
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３９２号
静岡県熱海市伊豆山794－７　中銀ライフケア第三伊豆山23号館703号
破産者　小野光太郎
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７号
長野県飯田市銀座５丁目３番地
破産者　有限会社新美商店
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第７４７７号
東京都港区南麻布４丁目２番49号
破産者　株式会社セールスプロモーションハウス
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部